

第3回 境港市議会（定例会）会議録（第4号）

議事日程

平成17年9月21日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第60号 議案第63号

陳情第10号 陳情第11号 陳情第13号

（総務委員会委員長報告）

議案第62号 議案第64号 議案第65号

陳情第12号 陳情第14号

（教育民生委員会委員長報告）

議案第61号 議案第66号 議案第67号 議案第68号 議案第69号

議案第70号

陳情第5号

（経済建設委員会委員長報告）

第3 報告第11号 議会の委任による専決処分の報告について

議案第71号 平成16年度境港市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第72号 平成16年度境港市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第73号 平成16年度境港市駐車場費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第74号 平成16年度境港市下水道事業費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第75号 平成16年度境港市高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第76号 平成16年度境港市老人保健費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第77号 平成16年度境港市市場関係者詰所事業費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第78号 平成16年度境港市深田川土地区画整理費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第79号 平成16年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第80号 平成16年度境港市介護保険費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第81号 平成16年度境港市汚水処理施設整備費特別会計歳入歳出決算の認定について

平成16年度決算審査特別委員会の設置について

第4 議案第82号 教育委員会委員の任命について

第5 議員提出議案第7号 「地方議会制度の充実強化に関する意見書」の提出について

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員(17名)

1番	下西淳史君	2番	水沢健一君
3番	平松謙治君	5番	永田辰巳君
6番	定岡敏行君	7番	松下克君
8番	長谷正信君	9番	荒井秀行君
10番	渡辺明彦君	11番	石長靖哉君
12番	竹内祐治君	13番	南條可代子君
14番	植田武人君	16番	岩間悦子君
17番	米村一三君	18番	岡空研二君
19番	森岡俊夫君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	中村勝治君	助役	竹本智海君
代表監査委員	庄司尚史君	教育長	根平雄一郎君
総務部長	安倍和海君	市民生活部長	早川健一君
産業環境部長	松本健治君	建設部長	武良幹夫君
総務部次長	松本光彦君	行財政改革推進監	宮辺博君
産業環境部次長	足立一男君	建設部次長	松本一夫君
秘書課長	佐々木史郎君	総務課長	清水寿夫君
財政課長	下坂鉄雄君	地域振興課長	荒井祐二君
教育総務課長	門脇俊史君	監査委員会 事務局長	佐々木篤志君

事務局出席職員職氏名

局長	景山憲君	主査	戸塚扶美子君
調査庶務係長	武良収君	議事係長	沼倉加奈子君

開議(10時00分)

議長(下西淳史君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（下西淳史君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、定岡敏行議員、南條可代子議員を指名いたします。

日程第2 議案第60号～議案第70号・陳情第10号～陳情第14号 陳情第5号

（各委員会委員長報告）

議長（下西淳史君） 日程第2、議案第60号から議案第70号及び陳情第10号から陳情第14号、閉会中の継続審査になっております陳情第5号を一括上程し、各委員会委員長の報告を求めます。

まず、総務委員会委員長、渡辺明彦議員。

総務委員会委員長（渡辺明彦君） おはようございます。総務委員長報告を行います。

今期定例会において総務委員会に付託されました議案2件、陳情3件について審査の結果を申し上げます。

審査に当たりましては、竹本助役を初め担当部課長及び関係職員出席のもとに、慎重に審査をしたところであります。

初めに、議案第60号、平成17年度境港市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

本補正予算は、総務費において市税等過誤納金還付金585万円余、民生費において児童クラブの指導員増員等による運営経費281万円余、商工費において、にぎわいのある商店街づくり事業補助金として397万円余など、歳入歳出それぞれ2,530万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ128億2,790万2,000円とするもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

これは地方公務員法の一部改正に伴い、本条例中一部の表記を改めるもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第10号、小泉首相の靖国神社参拝中止を求める意見書の提出についての陳情について申し上げます。

この陳情は、米子市博労町3丁目、ふたば書店内、鳥取県西部地区革新懇話会代表、足立節雄氏から提出されたものであります。

委員からは、靖国神社参拝は小泉首相の公約であるとの意見や、近隣諸国への配慮が必要との意見があり、採決の結果、賛成多数で不採択すべきものと決しました。ただし、1

名の委員より趣旨採択すべきとの意思表示があったことを付言いたします。

次に、陳情第11号について申し上げます。

この陳情は、米子市角盤町、反核・平和の火りレー鳥取県実行委員会実行委員長、小谷剛氏から提出されたもので、日本国憲法第9条の遵守等の意見書提出についての陳情であります。

憲法論議はこれから国会で始まろうとしており、護憲、改憲を含め大いに議論されるべきであり、委員会では国会の論戦を見守るとの観点から、本陳情につきましては、全員異議なく閉会中の継続審査と決しました。

最後に、境港市外江町、蔦屋書店代表者、三宅精一氏から提出されました陳情第13号、地方自治法施行令第167条の2、随意契約の解釈についての陳情について審査の結果を申し上げます。

委員会では、市長が地方自治法施行令第167条の2に基づいて随意契約を結ぶ登録事業者を募集するに当たって、資格要件を定め、市報等に掲載したことには、違法性はなく、全員異議なく不採択すべきものと決しました。

以上で総務委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、教育民生委員会委員長、岩間悦子議員。

教育民生委員会委員長（岩間悦子君） おはようございます。教育民生委員長報告を行います。

今期定例市議会におきまして教育民生委員会に付託されました議案3件並びに陳情2件について、助役を初め担当部課長、関係職員出席のもと、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、議案第62号は、平成17年度境港市介護保険費特別会計補正予算（第1号）であります。

平成18年度からの制度改正に伴い、新制度を試行し、次年度からの介護認定を円滑に行うための経費19万円と、平成16年度に概算払いを受けた診療報酬支払基金交付金の精算に伴う返還金509万円余をそれぞれ増額し、予算総額を22億3,191万8,000円とするものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号は、境港市公民館条例の一部を改正する条例制定についてであります。

この改正は、公民館長の任期を4年から2年に改めるものであり、施行は公布日の日からとするものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第65号は、境港市民会館条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

本市8カ所の公の施設の各設置条例において、指定管理者の管理に関する規定を追加し、所要の改正を行うものであり、平成18年4月1日から施行するものであります。全員異

議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、陳情についてであります。

陳情第12号は、全日本年金者組合・境港支部支部長、大上昭氏からの提出で、最低保障年金制度の創設に関する陳情であります。

年金の空洞化の問題を無視できない状況になる中で、年金制度に最低保障の規定がなく、制度の創設を求めるという趣旨の内容であります。年金の保険料未払いの者でも最低年金が受けられるということは納得しがたい、また、国民の平準化が損なわれてきているので国で議論すべきであるという意見や、抜本的な見直しが必要であるなどの意見もあり、委員会では審査の結果、賛成多数をもって不採択と決しました。ただし、1名の委員より採択すべき、もう1名の委員より閉会中の継続審査すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

陳情第14号は、米子市東福原6丁目5の17、三宅精一氏からの提出で、墓地の撤去に関する陳情であります。

外江町地区に無許可で墓地を設置した件で、墓地埋葬法違反であるので墓地を撤去してほしいという趣旨の陳情であります。陳情書には詳細な内容が明記されていないので、これまでの経緯について担当課に説明を求めたところであります。関係者は無許可墓地設置について、墓地埋葬法違反の疑いで書類送検されたものの、既に不起訴処分になっている。その後、墓地設置者からも改めて許可申請が出され、市として許可をしており、現在、違法性は解消されているとのことから、審査の結果、全員異議なく不採択すべきものと決しました。ただし、今後の墓地行政において、整備された墓地台帳をもとに慎重に対処するようにとの意見がありましたことを付言いたします。

以上で教育民生委員会に付託されました議案並びに陳情につきましての委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、経済建設委員会委員長、石長靖哉議員。

経済建設委員会委員長（石長靖哉君） 経済建設委員会委員長報告を行います。

初めに、去る6月24日、市議会経済建設常任委員会委員長職が空席となっていましたので、同日、委員会を開催し、後任委員長の互選を行い、不肖私、石長靖哉が委員長に選任されましたので御報告をいたします。

次に、今期定例市議会において経済建設委員会に付託となりました議案6件と、6月定例市議会でも継続審査となっていました陳情1件について審査の結果を申し上げます。

審査に当たりましては、竹本助役を初め関係職員の出席のもと審査を行ったところであります。

初めに、議案第61号、平成17年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本予算の歳出の主なものは、この秋、夕日ヶ丘団地で開催を予定しております住宅フェアへの出展企業に対する外構工事費補助金100万円を増額し、歳入では保留地の処分金

100万円を見込み、予算総額を4億7,873万1,000円とするものであり、本補正予算は妥当なもの認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、さかいポートサウナ条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本議案は、指定管理者にさかいポートサウナの施設管理等の業務を行わせるための所要の条例改正であります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、境港市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本条例は、水防活動に従事した者の一部も公務災害補償の対象としており、水防法の条文を引用して対象者などを規定しているが、平成17年5月に水防法が改正されて条文に移動が生じたため、引用条文の該当箇所を改めたもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、境港市土地開発公社定款の一部を変更することについて申し上げます。

本議案は、公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正により、境港市土地開発公社の造成地について、借地借家法第24条に規定する事業用借地権を設定する賃貸事業が追加されたことに伴い、公社の業務の範囲に加えるために定款を変更するもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、市道の路線の廃止について申し上げます。

本市道は、外江町内の外江31号線、延長83.4メートルを廃止するものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号、市道の路線の認定について申し上げます。

本市道は、外江町内131号線、延長76.5メートルを市道認定するもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、6月定例会市議会で閉会中の継続審査となっていました陳情第5号、パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書採択を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書の採択を求めるもので、鳥取県労働組合総連合議長、前田吉朗さんから提出されたものであります。

本陳情については、6月定例会中の審議に引き続き、本議会中の委員会でも論議を交わしましたが、本陳情の取り扱いについては意見が分かれたところであります。採決の結果、賛成多数で不採択とすべきものと決しました。ただし、1名の委員から継続審査に、1名の委員から採択し、意見書の提出をすべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

以上で報告を終わります。

議長（下西淳史君） 以上で委員長報告を終わります。

討論に入ります。

通告により、定岡敏行議員。

6番（定岡敏行君） 私は、総務委員長報告のうち、陳情第10号、小泉首相の靖国神社参拝中止を求める陳情を不採択との委員会報告に反対をし、採択を求めます。教育民生委員長報告のうち、陳情第12号、最低保障年金制度の創設を求める陳情、及び経済建設委員長報告のうち、陳情第5号、パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情を不採択との報告に反対をし、採択を主張して討論をいたします。

時間の関係で、陳情第5号、パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情についてのみ討論いたしますが、陳情も言うように、今、パートやアルバイト、派遣労働者などが非正規雇用と呼ばれる労働者が1,500万人を超え、労働者3人に1人にまでなっています。そして働く時間は違っても、同一労働なら同一賃金、均等待遇は当たり前、こういうヨーロッパとは格段の違いで、低賃金、職業訓練の不平等、有給休暇や社会保障差別、企業の都合で解雇も勝手という無権利な状態が広がっています。

安定した仕事につきたい、時間的、肉体的に負担が大きい、こういうことで3割以上の若者が3年以内に離退職を繰り返し、フリーターやニートの増大が社会問題化しています。過酷な労働条件、将来不安は、働く国民の健康もむしばみ、胸、心臓疾患やメンタルヘルスを増大させています。また、子育てと労働の両立の妨げともなり、日本社会の大問題である少子化問題の一つの要因ともなっています。

国民経済にとってばかりではなく、仕事や技術の伝承、職場のやる気など、企業や産業、日本の物づくりの将来にとっても大きな障害になっています。また、相次ぐ重大事故や不祥事の原因ともなっていることは、財界も認めているところです。

解決する経済力が日本にないわけではありません。今、日本の大企業は空前の利益を上げ、経済誌「エコノミスト」の記事によっても、82兆円もの金余り現象が起きています。問題は日本社会の将来にかかわる重大問題として、打開の立場に立つかどうかです。

委員会の討論で、企業の努力に任せるべきだという論がありましたが、これほど競争社会の企業の置かれている実態を知らない議論があるのでしょうか。かつてソニーの会長だった盛田昭夫さんが、経営のトップとして見聞きしてきた世界の目から見れば、余りにも日本の企業活動がおかしいとし、このままやっていると世界で相手にされなくなるという危機感から改革の提言を行われたことがあります。

そこで、盛田さんは、従業員との関係で、余りにも拡大した欧米との労働時間格差、また働かせ過ぎの問題や、従業員に対する成果の配分、賃金ですけれども、欧米と比べていかにも低いことを上げ、ここを解決しないと、幾らよい製品を安くつくっても世界からはルール破りだとたたかれて、世界の中でやっていけなくなると指摘し、その上で、日本の企業風土では、あえてどこか1社が改革をやろうとすれば、その会社が結果的に経営危機に追い込まれてしまうとして、社会全体としての仕組みを変えるための取り組みを訴えました。

企業人のトップだった盛田さんの主張でも、こうした日本企業の抱える根本的な問題の

変革は、競争が原理の企業任せではできないこと、日本の経済、社会のシステム全体を変えていかなければできないということでもあります。それこそ政治の責任ではありませんか。お考え違いを正していただきたいと思います。

以上で討論を終わります。

議長（下西淳史君） 討論を終わり、採決いたします。

まず、議案について採決いたします。

議案第60号、平成17年度境港市一般会計補正予算（第4号）から議案第70号、市道の路線の認定については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号、平成17年度境港市一般会計補正予算（第4号）、議案第61号、平成17年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計補正予算（第2号）、議案第62号、平成17年度境港市介護保険費特別会計補正予算（第1号）、議案第63号、職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第64号、境港市公民館条例の一部を改正する条例制定について、議案第65号、境港市民会館条例等の一部を改正する条例制定について、議案第66号、さかいポートサウナ条例の一部を改正する条例制定について、議案第67号、境港市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、議案第68号、境港市土地開発公社定款の一部を変更することについて、議案第69号、市道の路線の廃止について、議案第70号、市道の路線の認定については、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、陳情について採決いたします。

陳情第10号、小泉首相の靖国神社参拝中止を求める意見書の提出についての陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第10号は、不採択と決しました。

次に、陳情第12号、最低保障年金制度の創設に関する陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第12号は、不採択と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第5号、パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書採択を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第5号は、不採択と決しました。

〔12番 竹内祐治議員退場〕

議長（下西淳史君） 次に、陳情第14号、墓地の撤去についての陳情は、委員会においては不採択であります。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第14号は、不採択と決しました。

〔12番 竹内祐治議員入場〕

議長（下西淳史君） 次に、ただいま可決いたしました陳情を除く各陳情は、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第11号、日本国憲法第9条の遵守等の意見書提出についての陳情は閉会中の継続審査、陳情第13号、地方自治法施行令第167条の2、随意契約の解釈についての陳情は不採択と決しました。

日程第3 報告第11号・議案第71号～議案第81号

平成16年度決算審査特別委員会の設置について

議長（下西淳史君） 日程第3、報告第11号、議会の委任による専決処分の報告についてから平成16年度決算審査特別委員会の設置についてまでを一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告並びに議案について、市長の提案理由の説明を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 報告第11号の報告並びに議案第71号から議案第81号まで一括して提案理由を申し上げます。

報告第11号は、事故の損害賠償額を定めたものであります。

法の定めるところにより専決処分いたしましたので、御報告いたすものであります。

議案第71号から議案第81号までは、平成16年度の決算の認定についてであります。

国が進める三位一体改革により、地方交付税及び臨時財政対策債が削減され、また税収が落ち込む状況の中、本市では平成15年度から本格的に取り組んだ行財政改革を継続、強化してまいりました。

投資的事業の大幅抑制、職員定数の計画的削減や給与カットによる人件費の削減、行政改革大綱に基づいた行政経費の節減合理化等を行いながら、市民生活の安定と福祉向上のための諸施策を実施してまいったところであります。

平成16年度決算におきましては、プライマリーバランスの黒字化など、持続可能な財政構造の構築に努めた取り組みの成果があらわれたものと考えております。

まず、一般会計の主なものについて申し上げます。

歳入におきまして、前年度対比で、市税1.1%、地方譲与税48.9%、財産収入77.3%、市債55.7%などがそれぞれ増となった一方、地方特例交付金6.0%、

地方交付税 1. 1%、諸収入 1. 4%などがそれぞれ減となっております。

歳出におきましては、防災行政無線の更新、境小学校冷暖房設備の改修及び中浜小学校の校舎増築など、市民生活に必要な施設の整備を行ったほか、未満児保育、延長保育や高齢者ふれあいの家事業といった少子高齢化社会に対応したもの、並びに障害者福祉施策として、重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業や福祉の店運営事業などといったソフト事業を計画どおり執行いたし、市民福祉の向上を図ったところであります。

その結果、歳入総額 1 4 5 億 9, 0 4 5 万円余、歳出総額 1 4 4 億 3, 4 4 6 万円余となり、1 億 5, 5 9 8 万円余の黒字となりましたが、翌年度の財源として 9 1 9 万円余を繰り越すことにより、実質収支で 1 億 4, 6 7 8 万円余の黒字決算となったところであります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険費では、歳入におきまして、前年度対比で、国庫支出金が 7. 6%の増、国民健康保険税が 0. 9%の減などとなり、歳出におきましては、保険給付費が 4. 2%の増、老人保健拠出金が 3. 6%の減などとなっております、その結果、3 億 7, 3 4 5 万円余の黒字決算となったところであります。

下水道事業費では、1 9. 5ヘクタールの面整備を行い、総額 2 2 億 9 0 7 万円余の執行をいたしたところであります。これにより平成 1 6 年度末現在で 5 8 6. 5ヘクタールの区域の整備を完了し、おおむね順調な事業の進捗を見ているところでありまして、下水道の普及率は 3 8. 8%となっております。

境港新都市土地区画整理費では、宅地造成などを行い、総額 5 億 1, 4 3 2 万円余の執行をいたしたところであります。これにより、工事関係は、ほぼ完了をいたしました。

このほか、駐車場費、高齢者住宅整備資金貸付事業費、老人保健費、市場関係者詰所事業費、深田川土地区画整理費、介護保険費、汚水処理施設整備費の各会計につきましては、おおむね計画どおりの予算執行を行ったところであります。

以上、平成 1 6 年度決算の概要を申し上げますが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（下西淳史君） お諮りいたします。ただいま上程いたしました決算に関する議案審査のため、平成 1 6 年度決算審査特別委員会を設置いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。

ただいま設置いたしました平成 1 6 年度決算審査特別委員会の委員は 7 名で構成し、委員は議長において指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、石長靖哉議員、渡辺明彦議員、荒井秀行議員、米村一三議員、森岡俊夫議員、松下克議員、平松謙治議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました平成16年度決算審査特別委員会に議案第71号、平成16年度境港市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第81号、平成16年度境港市污水处理施設整備費特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算議案を付託し、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認め、議案第71号から議案第81号までは、平成16年度決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査と決しました。

日程第4 議案第82号

議長（下西淳史君） 日程第4、議案第82号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 議案第82号の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員の橘昭弘氏が9月30日をもって任期満了となりますので、再び同氏を任命いたしたく、法の定めるところにより議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（下西淳史君） 質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 質疑を終わります。

討論を省略し、採決いたします。

議案第82号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第5 議員提出議案第7号

議長（下西淳史君） 日程第5、議員提出議案第7号、地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出についてを上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

松下克議員。

7番（松下 克君） 意見書の朗読をもって提案理由といたしたいと思います。

地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や、市町

村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しは急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、地方議会の権能強化及びその活性化のため、下記のとおり抜本的な制度改正が図られるよう強く要望する。

記

- 1 議長に議会招集権を付与すること。
- 2 議会に附属機関の設置を可能とすること。
- 3 専決処分の要件を見直すこと。
- 4 議決権を拡大すること。
- 5 議会の内部機関設置を自由にすること。
- 6 予算修正権の制約を緩和すること。
- 7 決算不認定の場合の首長の対応措置を義務付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（下西淳史君） お諮りいたします。議員提出議案第7号、地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は、原案のと

おり決しました。

ただいま可決いたしました意見書は、議長名で関係する諸機関に送付いたします。

閉 会 （10時40分）

議長（下西淳史君） 以上をもちまして今期定例市議会に付議された議案並びに陳情の審議を終了いたしました。

これをもって第3回境港市議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員